

## 1 研究の目的

### (1) 研究の趣旨

我が国では、障害者の自立と社会参加の一層の促進を図るため、平成5年に障害者基本法が制定され、ノーマライゼーションの理念を実現するための取組が進められている。平成16年の障害者基本法の一部改訂では、第14条に、「国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない」ことが示され、現行の学習指導要領にも交流及び共同学習のことが明記されるに至っている。国際的な動向では、平成19年9月に障害者の権利に関する条約に署名を行っている。この同時期の平成19年8月に、季刊「特別支援教育」(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課編集, 2007) では「障害のある子どものために、一人ひとりが考えよう」と題した巻頭言が掲載され、その中で「教育制度はよりインクルーシブな方向へ移行していくことは国際的な潮流である」ことが述べられている。平成21年の本研究着手時点では約20ヶ国であった障害者の権利に関する条約の批准国は、平成23年の1月には、97ヶ国が批准を行っている状況となっており、我が国においては、インクルーシブ教育システムの構築の検討が喫緊の課題になってきている。

児童生徒の教育は、学習指導要領にもとづいて行われており、その中で、障害のある子どもの教育活動においては、とりわけ特別支援学校の学習指導要領が重要な役割を担っている。平成21年3月に改訂された、特別支援学校の新しい学習指導要領では、主な改善事項として次の4点の方針が、文部科学省より示された。

- ・障害の重度・重複化、多様化への対応
- ・一人一人に応じた指導の充実
- ・自立と社会参加に向けた職業教育の充実
- ・交流及び共同学習の推進

昭和54年の養護学校義務制開始以来、約10年ごとに学習指導要領が改訂されてきたが、主な改善項目として交流及び共同学習が示されたことは、障害者基本法の方向性が反映されたものと言えよう。交流及び共同学習は、これから共生社会の形成を視野にいたした教育活動であり、この点で、今後のインクルーシブ教育システムの構築に深く関係する事項と言える。これらの状況を踏まえて、ナショナルセンターとしてインクルーシブ教育システムの構築に資することができるよう、本研究では、基礎的な研究段階として、現状での障害のある児童生徒が小・中学校で学習する場合の配慮を把握し、その内容の整理を行うとともに、海外の関連情報の収集を目的に研究に取り組んだ。

### (2) 研究の内容

- ① 小・中学校の中で学習している障害のある児童生徒が、通常の学級で学習する際の障害特性に配慮した指導方法等について、訪問調査を行い配慮の現状をまとめた。
- ② 海外でのインクルーシブ教育に関する情報について、韓国、カナダ、オーストラリアの状況については実際に当該国を訪問し、その地域の制度等の調査を行った。また、アメリカ、イギリスについては、公開されている情報を整理し、資料の作成を行った。

引用 「特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント」、特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議審議経過報告参考資料 P41、[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2010/04/02/1292033\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2010/04/02/1292033_2.pdf)（アクセス日 2011/02/28）